医療機関・介護事業所の皆様へ

認知症カフェを開設してみませんか

この事業は『富良野市認知症総合支援事業（認知症地域支援・ケア向上事業）』として位置付けられます。

医療機関・介護事業所の認知症カフェ

『認知症カフェ』は、認知症の方やご家族、地域住民、専門職の誰もが気軽に集い、交流、情報交換等を目的として活動する集いの場です。富良野市では、市内の医療機関及び介護事業所等が自主的に運営する認知症カフェを登録し、運営費に対する一部を助成する事業を実施しています。

助成対象の団体等	活動内容等	交付金の助成
○対象団体 富良野市内に事業所等を設置している社会福祉法人、医療法人、株式会社、NPO 法人等の法人格を有する団体等で、医療又は介護の実績があり、継続的な活動を行うことが見込まれる団体等。 ○団体のスタッフの要件 認知症のケアの経験のある専門職（看護師・介護福祉士等）の資格を有するものが 1 名以上。	○活動内容 ・カフェ形式 ・利用者からの相談に対し、適切な支援を行う。 ・認知症に対する理解を深めるための研修や講演会等の開催を行う。 ○開設時間及び回数 ・開設時間　1 時間 30 分以上／回 ・開設回数　1 回以上／月	○交付金額 上限 100,000 円／年以内 予算の範囲内で交付 対象経費が上限金額を下回る場合はその金額 ○対象経費 認知症カフェ運営のための直接経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金等）で、国、道及び市の他の補助金等の交付を受けていない経費。 ※スタッフ及びカフェ利用者の食糧費は除きます。

«お問い合わせ・申込み先»
富良野市保健福祉部高齢者福祉課
富良野市弥生町 1 番 1 号（富良野市複合庁舎 2 階）
電話 39-2255

令和８年度　富良野市認知症カフェ登録事業者募集要領

1　目的	認知症の方が住み慣れた地域で自立した生活を送るための仲間づくりや生きがい支援、介護する家族の負担軽減、地域住民への普及啓発のために開設する富良野市内の認知症カフェについて、富良野市への登録を通じて広く周知することを目的とする。
2　実施根拠	富良野市認知症総合支援事業実施要綱
3　申請要件	申請を行う事業者は以下の要件を全て満たすことが必要です。 (1) 富良野市内に事業所等を設置している社会福祉法人、医療法人、株式会社、NPO 法人等の法人格を有する団体等で、医療又は介護の活動実績があり、継続的な活動を行うことが見込まれる団体であること。 (2) 市内の利用者が参加しやすい場所で開催することとし､10 人以上の参加者が共に集えるスペースを確保できること。 (3) 認知症ケアの経験のある専門職を１名以上確保し、認知症の方及びその家族からの相談に対応できること。 (4) 開設日は、日にち又は曜日を固定するなど工夫し、月１回以上の定期的な開催ができること。 (5) １回あたり１時間 30 分以上開設できること。 (6) 地域の関係者等と連携を図り、地域に開かれた場になるよう努めること。 (7) 認知症カフェの周知を行い、利用者の拡大に努めること。
4　申請方法	富良野市認知症総合支援事業交付金「交付申請書」､「事業計画書」､「収支予算書」を提出してください。 ※様式はホームページからダウンロードできます。
5　申請期間	令和８年９月 30 日（水）まで ※期間を過ぎても随時受け付けます。
6　事業内容	(1) この事業は、対象者が通所して実施する形態とし、概ね次の項目に掲げる内容とします。 ①カフェ形式に机や椅子等を配置し、認知症の人及びその家族等が気軽に集い、安心して利用できる場の提供 ②利用者からの相談に対し、適切な支援を行う ③認知症に対する理解を深めるための研修会や講演会等の開催 (2) 次のいずれかの方法により実施します。 ①講話（パンフレットや資料等を配布するもの） ②実習（レクリエーションや体操、料理教室等の体験を伴うもの） ③相談会（専門職が健康や介護の相談に対応するもの） (3) この事業の対象者は、次のとおりです。 ①認知症と診断された方とその家族 ②認知症の疑いのある方とその家族 ③認知症について関心のある地域住民、専門職員